

地域性の高い暴力的非国家主体と紛争解決

——オスロ合意（1993）を事例として——

佐藤 志織
（宮岡研究会 4 年）

はじめに

I 先行研究の批判的考察

- 1 研究テーマ：地域性の高い暴力的非国家主体と紛争解決
- 2 パールマン『Spoiling Inside and Out』（2007）の要旨
- 3 先行研究の批評と問いの設定

II 分析枠組みの構築

- 1 問いの理論的検討
- 2 理論と仮説の提示
- 3 研究方法

III 事例研究：オスロ合意（1993）

- 1 従属変数の変化：オスロ合意という制度受容
- 2 独立変数の変化：PLO の地域性
- 3 総合的考察

おわりに

はじめに

2015年1月、「イラク・レバントのイスラム国」（以下、ISIL）による邦人人質殺害事件が起きた。黒覆面の男が「日本の首相へ」と呼びかけた映像、そして、身代金を要求する理由として安倍首相が「イスラム国」対策のために2億ドルの拠出を表明したことを挙げたというニュースを鮮明に覚えている人も少なくないだろう。この事件における被害者が邦人であったという事実と同時に、ISILのSNSを通じた残酷な手口の発信等に日本中が恐怖を感じた。ISILは「長い目で

みて、その滅亡は運命づけられている』¹⁾とされている一方で「その滅亡が安易なわけではない」²⁾ともいわれており、その奇異な存在³⁾をめぐって世界中で様々な議論がなされている。

テロリズム研究の系譜において ISIL が注目されているのは、それが歴史的系譜における 1 つの転換点を象徴しているからである。現代の国際政治においては、非伝統的な安全保障上の脅威をもたらす存在としてテロリズムを活動の中心に据えてきた従来の「テロ組織」と、領土的野心をもつ ISIL のような主体の双方が存在感を増しており、その分類は困難である。このことから、双方を包含する「暴力的非国家主体」(violent non-state actors、以下 VNSA)⁴⁾ という概念が近年一層重要性を増している。

本稿の目的はそのような現代において、「どのような VNSA が紛争解決に至る行動をとるのか」ということを明らかにすることである。具体的には、イスラエル・パレスチナ紛争におけるオスロ合意 (1993) を事例として取り上げる。オスロ合意とは、イスラエルが初めてパレスチナ解放機構 (以下、PLO) を、パレスチナを代表する交渉当事者と認め、和平にむけた枠組みを直接交渉で取り決めたものである⁵⁾。しかし、その後もパレスチナにはイスラエル人が流入し続け⁶⁾、オスロ合意の意義については賛否両論存在する。そこで、本稿においては、PLO という VNSA が正当な制度を受容し、オスロ合意を検証することで、VNSA の紛争解決過程を分析したいと思う。そこで立てた問いが、「どのような VNSA が紛争解決に至る行動をとるのか」であり、本稿では「地域性の高い VNSA が紛争解決に至る行動をとる」という仮説の下で議論を進める。

この際、国際関係におけるパレスチナ学問社会研究 (以下、PASSIA) 発行の「イスラエル・パレスチナ地域における民族別居住地の地図」⁷⁾ を用いて、パレスチナにおけるイスラエル人の入植状況を分析する。また、オスロ合意に関しては、国連安保理決議や総会決議、VNSA として PLO のアクター構造についてはイスラエル軍の公式資料を用いることとする。

本稿の構成は以下の通りである。第 I 章では、国際政治における紛争解決過程について論じた先行研究であるパールマン (Wendy Pearlman) の論文⁸⁾ を批評し、本稿の問いを設定する。第 II 章では、前節で立てた問いの理論的検討、理論と仮説の提示を行い、次節で述べる研究方法に関して説明する。そして、第 III 章においては、事例研究としてオスロ合意を分析する。以上の構成を経て、最終的に問いの考察、含意の提示を行う。

I 先行研究の批判的考察

本章第1節では、本稿の研究テーマを概説する。つづく第2節では、先行研究である、国際政治における紛争解決過程をテーマとしたパールマンの論文が提唱する外部効用モデルと内部競争モデルについて要約する。最後に、第3節においてパールマン論文の批評を行い、本稿における問いの設定を行う。

1 研究テーマ：地域性の高い暴力的非国家主体と紛争解決

テロリズム研究の系譜において2001年9月11日にアメリカで発生した同時多発テロ（以下、9.11）は1つの転換点として見られている。具体的には、9.11を契機に、テロリズムにおける西洋的な安全保障観の変化、グローバルなテロとの戦いの布告がなされたといわれている⁹⁾。すなわち、アメリカの軍事予算が冷戦以後、過去最高額に達し、テロリズムの概念が「恐怖の戦争」から「イスラム・ファシズムに対する長期にわたる戦争」へと変化したことを指す¹⁰⁾。そして、このような転換の背景にあるのが、VNSAの存在であり、9.11を機にVNSAという概念が見いだされたといえるだろう。

しかし、VNSAの存在が直接テロリズムの形態を変化させたわけではない。なぜなら、歴史的にみてVNSAのような存在は、時代を超えて国際政治において多く出現してきたからだ。具体的には、フランス、ロシア（旧ソ連）、中国、キューバ、カンボジア、そしてイランといった革命国家がその代表として挙げられる¹¹⁾。とりわけ、旧ソ連とイランは20世紀以降に出現し、革命の輸出を目指したという観点から、現代のVNSAと類似した存在と捉えられるだろう。それは、国家の伝統的外交とは異なる、暴力的アプローチを伴う「革命外交」を展開した観点において、ということだ。

1917年から起きたロシア革命後、旧ソ連は、各国の外務省ではなく共産党を外交の窓口にしようと試み、潜在的な各国の政府転覆工作としての革命外交を展開した。また、1979年、ホメイニの指導下でイランのパーレビ王朝が崩壊し、イラン・イスラム共和国を成立させたイラン革命の後、イランが「革命の輸出」を掲げ、イラクがその影響を恐れたことを契機としてイラン・イラク戦争が勃発した。したがって、このような既存のルールや外交活動を無視した、主に非制度的な活動を用いた対話こそが、革命国家とVNSAに共通する行動様式だといえるだろう。

一方で、革命国家と VNSA は必ずしも同じ性格を有するものではない。そして、その差異が生じる要因であり、本稿の鍵概念となるのが「地域性」である。本稿においては、地域性を中央政府の外交政策機関によって制御されていない（アクターの）「境界線を越えたアクター間の関係、提携、そして相互作用」¹²⁾の程度が低い状態であるとする。すなわち、本稿において、地域性とは「越境性 (transnationality)」の低い状態を指す。

革命国家は基本的に国家であり、その地域に固執するために地域性は総じて高いといえる。一方で、VNSA は、非国家主体であるがゆえにそうとは限らない。例えば、地域性の低い、すなわち越境性の高いと考えられる VNSA の例としては、アルカイダが挙げられる。

以上のように、VNSA の地域性に着目することは意義のあることだと考える。そこで、本稿においては「VNSA が現実と接し、それを受容する際にどのような行動をとるのか」そして、「その際、VNSA の地域性はどのように関与するのだろうか」について論じていきたい。

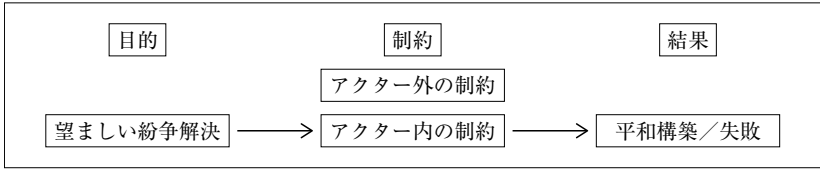
2 パールマン『Spoiling Inside and Out』(2007)の要旨

VNSA による紛争解決を題材とした先行研究として、パールマンの論文が挙げられる。パールマンは、多くの紛争解決過程の研究において、専ら紛争当事下にあるアクターの外部に注目し、アクター内部を分析対象に用いないことを問題の所在としている¹³⁾。そして、アクター外部との関係の結果である「紛争解決の成功・失敗」よりも、アクター内政治の帰結としての「紛争解決により受容された制度の継続性」が重要であると主張している¹⁴⁾。

パールマンによれば、通常、紛争解決のプロセスを分析する際、アクターの外部効用モデル (External Utility Model) が用いられる (図1)¹⁵⁾。これは、外部からの影響に対して早々に目標設定をし、その上で紛争解決に向かうモデルである¹⁶⁾。具体的に、このような外部効用モデル (の有効性) を提唱している研究者として、ステッドマン (Stephen Stedman) やグリーンヒル (Kelly Greenhill)、そしてメジャー (Solomon Major) が挙げられる¹⁷⁾。彼らは、敵対者を単一のアクターとして捉えており、政策決定に影響を与えるアクター内政治を見落としているとパールマンは指摘する¹⁸⁾。そして、紛争解決はより分析レベルを掘り下げて考えるべきだとしている。

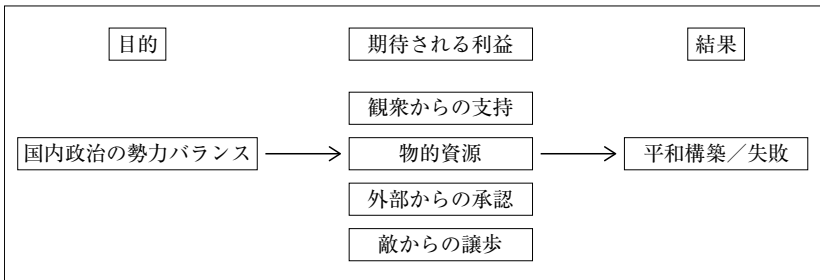
これに対し、パールマンが提唱するのが、アクターの内部競争モデル (Internal

図1 外部効用モデル



出所：Wendy Pearlman, “Spoiling Inside and Out: Internal Political Contestation and the Middle East Peace Process,” *International Security* 33, no. 3 (Winter 2008/09): 81を基に著者作成。

図2 内部競争モデル



出所：Wendy Pearlman, “Spoiling Inside and Out: Internal Political Contestation and the Middle East Peace Process,” *International Security* 33, no. 3 (Winter 2008/09): 84を基に著者作成。

Contestation Model) である (図2)¹⁹⁾。これは、目標設定をする際にアクター内部を重視するモデルである²⁰⁾。さらに、パールマンは以下の問いと仮説を立て、この主張を補強している。問い：(1) どのようにアクター内外の動機は相互作用するのか、(2) どのような状況下で、ある動機が他のものよりも影響力をもち得るのか²¹⁾。仮説：(1) 内部競争モデルは、正当な代表者を擁する制度化されたシステムによって紛争解決の成功・失敗が動機づけられる、(2) 内部競争モデルにおけるアクター内の圧力は、アクター指導者の政治的選好によってのみでなく、アクター内の勢力分布にも影響される²²⁾。

パールマンは、イスラエル・パレスチナ紛争における1973年から1974年のジュネーヴ合意と1993年から2000年のオスロ合意を事例として研究することでこの問いに答えている。まず、オスロ同意に至るまでのPLOの行動に関する議論を挙げ、外部効用モデルの事例として説明している²³⁾。そして、ジュネーヴ平和合意と比較する形でオスロ合意を取り上げ、内部競争モデルの事例としている。これは、

アクターとしての存続を PLO に保障したという点を強調しており、内部競争モデルの有効性を述べている²⁴⁾。

ジュネーヴ合意において重要であったのは、「誰がパレスチナ人を代表したか」という問題が未解決のままであることだとする²⁵⁾。つまり、ジュネーヴ合意を形成する際、PLO というアクター内で生き残ろうとした諸集団のパワーバランスと合意との関係を見落としているということだ²⁶⁾。一方で、オスロ合意においては、その合意形成過程において、PLO における諸集団の派閥内外の要素が役割を果たした²⁷⁾。具体的には、パレスチナ人コミュニティの内部における、ハマスと PLO の主導権争いは、オスロ合意を妨害というよりもむしろ推進したということだ²⁸⁾。

さらに、パールマンは理論的含意として、紛争解決において最も利益を得るのは交渉の窓口になれるアクターの指導者であることを挙げている²⁹⁾。また、政策的含意として、紛争解決は、外敵よりもアクター内での影響力に動機づけられていることを挙げている³⁰⁾。

3 先行研究の批評と問いの設定

前節で示されたように、パールマンは紛争解決における終着点としての合意の成功・失敗以上に、合意で提案された新たな制度の継続性を重視し、イスラエル・パレスチナ紛争におけるジュネーヴ合意とオスロ合意を論じていた。さらに、制度の継続性という観点から、紛争が勃発しているアクターの内部競争モデル、外部効用モデルを取り上げることで紛争解決過程を論じていた³¹⁾。

では、パールマンの以上のような、VNSA による紛争解決のメカニズムの分析は、果たして正しいだろうか。具体的には、パールマンが内部競争モデルを適用して分析したイスラエル・パレスチナ問題における紛争解決は、一面的な見方をしていないだろうかという点が批評できる。パールマンは、1973年から1974年のジュネーヴ合意におけるパレスチナ参加をめぐる議論は、講和とその妨害が同じ VNSA 内の競争の産物たりうるということを示していると述べていた³²⁾。さらに、1993年のオスロ合意におけるパレスチナのリーダーシップの緊急性は、敵であるイスラエルと同様に、パレスチナというアクター内部からの利益を最大化することにあると述べていた³³⁾。これらの内部競争モデルの議論に共通することは、パールマンが、紛争下にある VNSA は、そのアクター内部の事情を優先し、外部アクターとの関係性を構築すると述べていることだ。しかし、ジュネーヴ合意

下においても、オスロ合意下においてもパレスチナは少なからず、外部アクターであるイスラエルや国連、干渉し続ける諸外国に影響されただろう。

さらに、パールマンが主張するように、「アクター内外のパワーバランス、とりわけその制度が継続するか」³⁴⁾ は紛争解決の成否以上に重要なことなのだろうかという点にも疑問が残る。

本稿の目的は、過激な政治運動は生存のために周囲の現実を受け入れる（これまでの理念と妥協を試みる）という事実を VNSA の地域性と関連させて検証することだ。本検証をするにあたり、パールマンの内部競争モデルの妥当性には問題があり、紛争のアクターはやはり外部の諸要因に拘束されざるをえないという事柄を明らかにしたいと考える。そこで、本稿ではアクター内外のパワーバランス以上に紛争解決の成否に重きをおいて紛争解決をみていきたい。そして、その過程において重視されるのは、アクター内外のパワーバランスだけでなく、そもそもアクターのもち得る地域性によるのではないかということを検証していく。

したがって、本稿においては、「どのような VNSA が紛争解決に至る行動をとるのか」という問いの下に VNSA の紛争解決過程を明らかにしていきたい。

II 分析枠組みの構築

本章第1節では、問いの理論的検討を行う。具体的には、問いに含まれる概念やそれに関連する理論について一般的に説明する。つづく第2節では本稿で検証する理論の提示を行う。本稿においては、イスラエル・パレスチナ問題におけるオスロ合意を事例とし、従属変数を「紛争解決の成否」、独立変数を「VNSA の地域性」とする。つづく第3節では、本稿の仮説を検証するにあたり用いる資料・データなどを示し、研究方法を概説する。

1 問いの理論的検討

前章までの問題意識を踏まえ、本章では分析枠組みの構築を行う。

本稿は、VNSA の地域性と紛争解決の関係を明らかにすることを目的としている。そして「どのような VNSA が紛争解決に至る行動をとるのか」という問いに答えるべく、分析を進める。

この問いを検討していくにあたり、問いに含まれる概念やそれに関連する理論について説明したい。まず、国際政治理論である古典的リアリズムから重要な含

意を援用したい。古典的リアリズムは、「政治は一般の社会と同様、人間性にその根源をもつ客観的法則に支配されている」³⁵⁾とし、国内政治でも国際政治でも同一のことがいえるという立場に立つ。つまり、本稿で援用できる部分があるとすれば、アクター内外は異なる過程でなく、似たような過程を経て権力闘争、紛争解決に向かうと考えられる。さらにいえば、モーゲンソー (Hans J. Morgenthau) のリアリズムの議論が、外部効用モデルの目標設定と関連づけられるかもしれない。

モーゲンソーは、自らの著書『国際政治』の中で政治的リアリズムの6つの原理に関して説明しているが³⁶⁾、これを以下のように本稿の概念と関係づけることができる。つまり、第4の原理である、(政治的リアリズムは)「道義上の要請と、政治行動を成功させたいという要請の不可避的な緊張感をも知っている」³⁷⁾は、地域性の高いVNSAにおいてイデオロギー・信条の実践(≒道義上の要請)と政治行動の成功(現実的な妥協)が対立することを示していると考えられる。また、第5の原理である「政治的リアリズムは、ある特定国の道義的な願望と、世界を支配する道徳律とを同一視しようとしなす」³⁸⁾は、地域性の高いVNSAにおいて、イデオロギーは絶対的でなくなることを示していると考えられる。なぜなら「VNSAや革命国家が自らのイデオロギー・信条が世界中で通用すると考えている」³⁹⁾からである。そして、その結果、地域性の高いVNSAは、モーゲンソーが第2の原理として掲げるように、「力によって定義される利益の概念」⁴⁰⁾を「道案内の助けとなるおもな道標」⁴¹⁾とするのだろう。

VNSAに関してだが、本概念は、アメリカ空軍による研究で「警察力や軍隊とは明確に区別された、非国家主体の明確な形」⁴²⁾と定義されている。VNSAの目的や手段自体がその違法性に寄与しており、VNSAである本質とは合法的な暴力の独占にあるとしている⁴³⁾。また、VNSAは無差別攻撃や日和見攻撃ではなく、目的達成のための意図的な集団攻撃を行うとしている⁴⁴⁾。この説明によれば、冒頭で取り上げたように、ISIL、また、旧ソ連やイランといった革命国家はVNSAと類似した部類に入ると考えられる。なぜなら、革命のイデオロギーを実践することが実力行使の目的となっている点で、警察力や軍隊とは区別されると考えられるからだ。

次に、地域性という概念についてである。地域性に関しては前節でも触れたが、中央政府の外交政策機関によって制御されていない(アクターの)「境界線を越えたアクター間の関係、提携、そして相互作用」⁴⁵⁾の程度が低い状態であるとする。

また、ナイ (Joseph Nye) やコヘイン (Robert Keohane) が、トランスナショナルリズム研究として先駆的な概念として「越境的な反乱勢力との関係」を「政府の中心的外交政策によって支配される境界を越えた関係、提携、相互作用」⁴⁶⁾と定義づけている。これは、国ごとには境界があるという元来の価値観の中で「国境を越えている」ものに関して使用される表現である。

また、「制度受容」に関しては、カー (E. H. Carr) が「どの社会の歴史も示すように、『左』の政党も政治家たちも、政権の座につくことで現実と接するようになる」と、かれらの『理論一本槍の』ユートピアニズムを捨てて、『右』傾してゆく⁴⁷⁾と述べている。このように、カーは急進的な政治運動が現実と接して穏健化する際、「制度受容」を経ていることを指摘している。今日、国際政治の教科書ともいえるカーの『危機の二十年』でこのように述べられていることは興味深いことであり、「制度受容」は本稿の鍵概念である「紛争解決」の一過程として重要になると考えている。

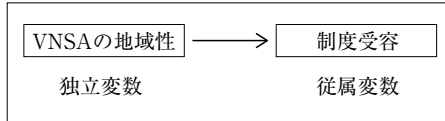
なお、本稿の理論と仮説を構築するにあたり、参考としてバーキ (Kristin M. Bakke) の論文⁴⁸⁾を用いた。バーキは、多くの研究において越境的な反乱勢力は、現地の反乱勢力を強化すると考えられている点を問題視している⁴⁹⁾。これに対し、バーキは1994年から1996年までの第1次チェチェン紛争、1999年から2009年までの第2次チェチェン紛争を事例として取り上げ、越境的な反乱勢力の参加は、現地の反乱勢力を脆弱にすると結論づけている⁵⁰⁾。言い換えると、バーキは紛争解決の際、外部からの越境的な勢力の介入はVNSAを脆弱にすると述べている。つまり、VNSAの地域性が低いと紛争解決を妨害するとも言換えることができるだろう。

2 理論と仮説の提示

前節までの問題意識をふまえ、本節では理論と仮説の提示を行う(図3)。本稿は、「どのようなVNSAが紛争解決に至る行動をとるのか」という問いに答えることを目的としている。以下、独立変数、従属変数について具体的な説明を行う。

本稿の分析枠組みにおける独立変数は、「VNSAの地域性」である。VNSAとは本稿においては、「警察や軍隊とは明確に区別された、非国家主体の明確な形」⁵¹⁾をとるアクターを指す。また、地域性とは本稿においてはどれだけアクターという境界線に固執したかにより測られると仮定する。

図3 仮説のアローダイアグラム



出所：筆者作成。

続いて、従属変数について説明を行う。本稿の分析枠組みにおける従属変数は、「制度受容」である。これは、本稿においては、先行研究においてパールマンが重視した「制度の継続性」よりも「紛争解決に至る段階でどのように制度受容をしたか」という観点から測る。パールマンは先に取り上げた先行研究において紛争解決過程を分析していたが、本稿においては紛争解決が「制度受容」の延長線上にあるものとし、制度受容の過程をみていく。

本稿では、上記の独立変数、従属変数の下、「どのような VNSA が紛争解決に至る行動をとるのか」という問いを設定している。つづいて、上記の諸理論に基づき、仮説の設定を行う。

前節において、パールマンの論文について論旨をまとめ批評を行ったが、その際重視したことは、パールマンが紛争解決過程を分析するにあたり、アクター内外のパワーバランス、とりわけその制度が継続するかを問題の所在としている点であった。パールマンの主張に対し、本稿ではアクター、つまり VNSA の地域性という新たな観点を紛争解決過程の分析に用いることを目標とした。そこで、本稿の仮説を「地域性の高い VNSA は制度受容、そして紛争解決を志向した行動をとる」と設定する。

3 研究方法

本節では、前節までの内容をふまえ、「地域性の高い VNSA は紛争解決に至る(を志向した)行動をとる」という仮説を検証するために、どのような研究方法を用いるのかを説明する。

本稿では、VNSA の制度受容の過程を見るべく、イスラエル・パレスチナ紛争における取り決めであるオスロ合意を用いて仮説の検証を行う。先に取り上げた先行研究において、パールマンはイスラエル・パレスチナ紛争におけるジュネーヴ合意とオスロ合意を対象とした事例研究を行い、紛争解決における終着点としての成否よりも、合意で提案された新たな制度の継続性を重視する主張を展開し

ていた。さらに、制度の継続性という観点から、紛争が勃発しているアクターの内部競争モデル、外部効用モデルを取り上げることで紛争解決過程を論じていた。

一方で、本稿においては従属変数である紛争解決の成否という観点に重点を置き、オスロ合意をみていく。その際、ジュネーヴ合意でなくオスロ合意を事例として選択した理由は、PLO という VNSA の変遷過程を見る上で、ジュネーヴ合意 (1973) という初期段階よりも PLO が成熟したオスロ合意 (1993) の方が適切であると考えたからだ。また、地域性という観点から、パルマンの行ったオスロ合意における紛争解決過程を再考するという目的のためにオスロ合意を取り上げる。

前節で取り上げたパーキの論文が主張していたように、紛争解決における外国人戦闘員 (外部アクターから) の介入は、外部アクターの起源、興盛、目標値の設定の洞察の必要性をもたらす⁵²⁾。したがって、本稿においてもオスロ合意における、VNSA としての PLO を主体とし、そこへのイスラエル人の入植を重要な要素として考える。

次に、上記の事例研究に用いる資料に関して説明を行う。本稿の事例研究の従属変数である「紛争解決の成否」に関しては、国際関係における PASSIA が発行している「イスラエル・パレスチナ地域における民族別居住地の地図」⁵³⁾ を用いて分析を行う。具体的には、オスロ合意以降、PLO というパレスチナ人居住地域にどれだけイスラエル人が入植してきたのかを定量的に観察する。具体的には、1993年のオスロ合意の後に、1995年のタバ合意、1997年のヘブロン協定、1998年のワイ合意、1999年のシャルム・エッセイク合意を経てどのように推移したのかを分析する。

また、事例研究の独立変数である「VNSA の地域性」に関しては、オスロ合意については国連安保理決議や総会決議、VNSA としての PLO のアクター構造についてはイスラエル軍の公式資料や二次文献を用いることとする。具体的には、PLO がオスロ合意に至る時代までに起こした構造変化や PLO のハマスやヒズボラとの比較を行うことで、PLO の意思決定過程や組織内部の時系列的な変化を観察する。

まず簡単にイスラエル・パレスチナ紛争における取り決めであるオスロ合意の概要について述べる。オスロ合意とは、1993年9月、イスラエルが初めて PLO を、パレスチナを代表する交渉当事者と認め、和平にむけた枠組みを直接交渉で取り決めたものである⁵⁴⁾。

具体的な内容に関しては、国連の文書である『暫定自治政府原則の宣言（オスロ合意）』⁵⁵⁾を参考に以下詳細に記す。オスロ合意は、(1) イスラエルと PLO の相互承認の交換書簡と、(2) 暫定自治の取り決めについての原則宣言からなる。(1) 交換書簡においては、アラファト (Yasser Arafat) PLO 議長が、イスラエルの生存権を認め、テロ戦術を放棄して平和的な紛争解決を目指すことを表明、イスラエルのラビン (Yitzhak Rabin) 首相が、PLO をパレスチナ人の正式代表として認め、交渉を開始する意思を表明した。さらに、(2) 原則宣言においては、5年を超えない移行期間の間に、ヨルダン川西岸地区とガザに暫定自治政府を設立し、国連安保理決議第242号および第338号に基づく恒久解決に至ることを宣言した⁵⁶⁾。

具体的なスケジュールとしては、(1) イスラエル軍は漸次撤退、(2) 西岸・ガザでパレスチナ自治政府の首長と評議会（議会）議員を選出、(3) 暫定自治開始から3年以内にパレスチナの将来にかかわる重要問題（エルサレムの帰属、難民の帰還権、入植地の将来、国境など）を解決する最終地位交渉を開始、(4) 自治開始後5年を目処に両者が歴史的和解を達成する、とされた。以上がオスロ合意の内容の要約である⁵⁷⁾。

さらに、オスロ合意が締結された背景として、パレスチナに関する主要な国連主要決議に関しても以下に記す。主要国連決議として、まず1947年の総会決議第181号が挙げられる⁵⁸⁾。これにより、イギリス委任統治終了に際し、パレスチナをアラブとユダヤの2つの国に分割し、エルサレムは分離して国際管理の下に置くというパレスチナ分割案が出された。さらに、1948年の総会決議第194号においては、第1次中東戦争によって65万人のパレスチナ難民が発生したことを受け、難民が帰還する権利を決議した⁵⁹⁾。

また、1967年の安保理決議第242号においては、第3次中東戦争によりイスラエルはヨルダン川西岸、ガザ地区、ゴラン高原、シナイ半島を占領し、エルサレムを併合、さらに60万人のパレスチナ人が難民化した⁶⁰⁾。国連安全保障理事会はイスラエルの占領地からの撤退を求め、それと引き換えにアラブ諸国にはイスラエル国家の承認と和平を求める決議を行った。つづく1973年の安保理決議第338号では、第4次中東戦争を受けて停戦要求と安保理決議第242号による和平の呼びかけを再確認した⁶¹⁾。

Ⅲ 事例研究：オスロ合意（1993）

本章では、事例研究としてイスラエル・パレスチナ問題のオスロ合意（1993）を分析する。具体的には、第1節においては、従属変数である「オスロ合意の成否」を分析、第2節においては、独立変数である「PLOの地域性」の変化を分析する。そして、第3節では本稿の事例研究の総合的考察を行い、妥当性を検証する。

1 従属変数の変化：オスロ合意という制度受容

本節では、従属変数である「オスロ合意の成否」を国際関係におけるパレスチナ学問社会研究（以下、PASSIA）が発行している「イスラエル・パレスチナ地域における民族別居住地の地図」⁶²⁾を用いることで明らかにする。具体的には、オスロ合意以降、PLOというパレスチナ人居住地域にどれだけイスラエル人が流入してきたのかを数値で追うことで分析する。

1994年5月「ガザ・エリコ先行自治協定」（カイロ合意）により、西岸地区のエリコとガザ地区からイスラエル軍が撤退し、先行自治が開始された。アラファトPLO議長がガザに入り、パレスチナ自治政府が発足した⁶³⁾。

1995年9月、暫定自治拡大協定（タバ合意）が結ばれ、ヘブロンを除くヨルダン川西岸のアラブ人居住区全域からのイスラエル軍の撤退と、1年以内の最終地位交渉の開始、暫定自治政府の選挙実施などが明記された（図4）。この結果、パレスチナ自治政府の完全自治（エリアA）が西岸地区の7つの都市に拡大。それ以外の地域は、行政はパレスチナ側が行うが治安はイスラエルと共同で管理する不完全自治区（エリアB）と、引き続きイスラエルが行政も治安も支配する地域（エリアC）に分けられた。パレスチナ自治区の占領地全体に対する割合は、ガザ地区では80%、西岸地区ではエリアA（2.0%）とエリアB（26.0%）、全体では28%で、暫時拡大することになっていた⁶⁴⁾。

1997年1月ヘブロン議定書が結ばれ、ヘブロンが自治区に追加された（図5）。これにより、同市のパレスチナ系住民のみが住む地域は完全自治区域（H1）となったが、ユダヤ系とパレスチナ系が住む地域はイスラエルの支配地区（H2）に置かれるという、事実上の分割承認がなされた⁶⁵⁾。

1998年11月ネタニヤフ首相とアラファトの最終地位交渉に向けた合意であるワ

図6 ワイ合意当時のユダヤ人
居住区 (1998)



出所：PASSIA, Palestine Map, June 2007,
http://www.passia.org/palestine_facts/MAPS/0_pal_facts_MAPS.htm,
accessed November 20, 2016.

図7 シャルム・エッシェイク合意
当時のユダヤ人居住区 (1999)



出所：PASSIA, Palestine Map, June 2007,
http://www.passia.org/palestine_facts/MAPS/0_pal_facts_MAPS.htm,
accessed November 20, 2016.

で、占領地におけるユダヤ人入植戸数は62%増加している⁶⁹⁾。

以上の PLO におけるイスラエル人の入植率の変化からわかることは、外部からの侵入を PLO が妨げないという意味において、PLO がイスラエルを受け入れたということだ。そしてこのことは、PLO においてイスラエル人の流入が拡大すればするほど、PLO における制度受容が進んでいったことを意味する。そしてこのことは紛争解決を目指す姿勢を表しているともいえるだろう。

2 独立変数の変化：PLO の地域性

本節においては、はじめに PLO に関して以下に説明した上で、独立変数である「PLO の地域性」を PLO の意思決定過程やアクター内部の時系列における変化を追うことで分析する。

PLO はパレスチナのアラブ人民大衆を代表する唯一の機関であり、各種の戦闘的、政治的組織および PLO に属するあらゆる次元・形態の団体によって構成される⁷⁰⁾。また、その行動方針および思想は、パレスチナ国民憲章の定める諸原則、PLO の立法・行政機関の決定事項、PLO の政治軍事計画および内務規定を完全に遵守するものであり、かつパレスチナ全土の完全解放とパレスチナ人の祖国復帰のための闘争を自己の責務と考えるものであるかぎり、いかなるものも受け入れられる⁷¹⁾とされている。

そして、PLO はオスロ合意に至る時代までにそのアクターの枠組みの中で3つの構造変化の傾向を見せたとされている⁷²⁾。第1の時期は、1960年代初期で、PLO がファタハに代表される時期である⁷³⁾。この時期の PLO は、1969年までにアラファト (Yasser Arafat) を指導者とするアクターに形成されていったとされる⁷⁴⁾。この時期、PLO 内部で重視されていたのはファタハが広めたナショナリスト・イデオロギーであり、それによりアクター内部の形成がなされた⁷⁵⁾。ファタハのナショナリスト・イデオロギーとは、ファタハと繋がりのないアクターを支持者として引きつけることでその支配を維持するというものであり⁷⁶⁾、これはファタハの経済的独立により強化されていた⁷⁷⁾。

そして、第2の時期は1970年代であり、この時期の PLO はいくつかのグループと知識人により主導されていた⁷⁸⁾。具体的には、DFLP や PCP といったアクターが挙げられるが、これらのアクターに共通することは、第1の時期のファタハと比較して長期的な目標やイデオロギーよりも戦略を重視した点である⁷⁹⁾。この時期の PLO は、その戦略的な構造から、1969年まで崩壊しなかった⁸⁰⁾。

そして、第3の時期が1980年代であり、PELP や ANM に代表される形態のアクターが台頭してきた時代である⁸¹⁾。この時期の PLO 内部は、これまでの第1、第2の時期に重視された政策ではなく、PLO 内部の主要機関に重点が置かれた⁸²⁾。

このような PLO 内部における重点が、イデオロギー、戦略、そして機関へと変化していった事実は極めて示唆的である。なぜなら、イデオロギーという、どこの誰に向けられたか定かでない極めて柔軟な概念であった PLO の内部構造が、

機関という、そこに属する人を意識した、つまり地域性を重視したものへと変化したからだ。さらに、PLOはこのような時系列の変化の中で「領土」という概念に執着する傾向をみせたともいわれている⁸³⁾。これもまた、PLOの地域性が時代を経て高くなっていることを指し示すと根拠といえるだろう。

さらに、PLOと同様にイスラエル・パレスチナ地域で活動するハマスやヒズボラといった組織についての興味深い考察がある⁸⁴⁾。それによると、イスラエル軍は、ハマスやヒズボラを破壊してはいないが抑止することには成功しており、それは両アクターが国家としての要件は満たしていないが、部分的にそれと通ずるものがあるということ述べている⁸⁵⁾。つまり、両アクターはアクター内の人々の経済や教育、そして生活を背負っているという点において国家と通ずるものがあるということだ⁸⁶⁾。そして、この事実はPLOにも共通することだと考えられる。つまり、PLOもまたアクターを形成するにあたり、背負っているものが拡大してきたのであり、その地域性の高さが、アクターの行動を制限する役割を果たしたということだ。

3 総合的考察

最後に、前節で述べた事例研究の独立変数、従属変数の変化から本論文の総合的考察を行う。独立変数であるPLOの地域性は、オスロ合意に至るまでに時代を経て、PLOというアクターが掲げる目標設定が変化することで高まっていったことがわかった。一方で、従属変数であるオスロ合意という制度受容に関しては、パレスチナにおけるイスラエル人の入植が増加したことから制度受容、そして紛争解決成功に至る行動がなされたと考えられる。

しかし、ここでイスラエルの入植率が高まった事実が、オスロ合意の成功に繋がったという結論に違和感をもたれるかもしれない。それはおそらく、イスラエル・パレスチナ問題という地域的文脈に影響されるからだろう。一般的に、地域性の高いVNSAは、そうでないアクターに比べ、国家の立場からすると扱いやすい。したがって、本稿は価値中立的な考察ができていると考える。

そこで本稿においては、アル・アクサ・インティファダを1つの転換点として取り上げたい。アル・アクサ・インティファダとは、シャロン(Ariel Sharon)、リクード党首(現首相)が、エルサレム旧市街(東エルサレム)にあるハラーム・アッシャリーフ(Haram AlSharif)を訪問したこと(2000年9月28日)を直接的な契機とするものである⁸⁷⁾。そして、この行為を自分達に対する挑発と

捉えたパレスチナ人が翌日に起こした大規模なデモは、イスラエルの警察との衝突に発展し多くの死傷者を出すに至った⁸⁸⁾。本稿においては、PLO から抜けた集団が暴動（蜂起）を起こしたという事実をもって制度受容が為されたことと捉えることとする。なぜなら、この時点でPLO はこれ以上入植を妨害しないということが明らかになったことを示すためである。

本稿では、パールマンの主張する紛争解決のプロセスの研究を同一事例で批評することで、パールマンの分析したオスロ合意と異なる見方を提示した。長期にわたるイスラエル・パレスチナ紛争においても、オスロ合意は、PLO というVNSA が現実を受容する過程を分析するには良い事例だったといえる。結果として、PLO はパレスチナ外部からの侵入を妨げないという意味において、イスラエルを受け容れていたといえる。なぜなら、イスラエル人がいくらパレスチナに入植したとしても、パレスチナ側がそれを受容することは、それだけアクターとしてのパレスチナ自治政府の地域性が高いことを示すからである。同様に、イスラエル入植に伴い、(オスロ合意で自治政府として承認された)パレスチナ自治政府が露骨な反発運動や他国に拠点を移すような行動に出ているとしたら、その事実がパレスチナの地域性の低さを指し示していただろう。最終的には、イスラエル・パレスチナ紛争を長期的にみると、オスロ合意における紛争解決は一過性の出来事と批判されるかもしれない。しかし、本稿においてパレスチナにみられた制度受容の動きが、紛争解決を目指す姿勢を表していることは否定できないだろう。

上記の考察から、本稿の問いである「どのようなVNSA は紛争解決に至る行動をとるのか」に対しては、「地域性の高いVNSA は紛争解決に至る行動をとる」という答えを導きだすことができるだろう。

おわりに

これまで本稿において、VNSA による紛争解決を題材としたパールマンの論文を先行研究として取り上げ、その不十分性を指摘するとともに、地域性という新たな観点を提供すべく、事例研究として取り上げたイスラエル・パレスチナ紛争におけるオスロ合意の紛争解決過程について述べてきた。

独立変数としたPLO の地域性は、PLO が掲げる目標設定が変化することで高まっていったことがわかった。一方で、従属変数としたオスロ合意という制度受

容に関しては、パレスチナにおけるイスラエル人の入植が増加したことから制度受容、そして紛争解決成功に至る行動がなされたと考えられた。さらに、アル・アクサ・インティファダを制度受容の1つの契機と結論づけた。以上のように、本稿では、「どのような暴力的非国家主体（VNSA）が紛争解決に至る行動をとるのか」という問いに対して、「地域性の高いVNSAは制度受容を経て、紛争解決に至る行動をとる」という主張を論じた。

本論文の主張の理論的含意としては、地域性の高いVNSAは現実と接する際、それを受容する行動様式がみられるということが挙げられる。これは、パールマンが事例研究で取り上げたジュネーブ合意のみならず、国際政治における多くの事例に当てはまるのではないかと考えられる。また、政策的含意としては、越境性の高いVNSAが跋扈する現代においては、制度受容が重要であるということができる。したがって、冒頭で述べたようにテロリズム研究における1つの転換点を迎えている現代だからこそ、双方を包含するVNSAという概念を主体として国際紛争を考えることは重要だと考えるのである。

今後の研究課題としては、地域性の高いVNSAが必ずしも紛争解決に至る行動をとるのか、という本稿の主張に例外がないのかを分析する必要があるだろう。なぜなら、そのような分析をすることが、世界各地で多発するVNSAによるテロ活動を妨げる一助となるかもしれないからだ。

- 1) Stephen M. Walt, "ISIS as Revolutionary State: New Twist on an Old Story," *Foreign Affairs* 94, no. 6 (November/December 2015): 49.
- 2) Ibid.
- 3) Ibid., 42.
- 4) Jason Bartolomei, William Casebeer, and Troy Thomas, *Modeling Violent Non-State Actors: A Summary of Concepts and Methods* (Colorado Springs: Institute for Information Technology Applications, 2004): 2.
- 5) E・W・サイド 『戦争とプロパガンダ2—パレスチナは、いま』 中野真紀子訳、みすず書房、2002年、82頁。
- 6) 本稿では便宜的に、ユダヤ系イスラエル人のみを「イスラエル人」と呼称する。
- 7) "Palestine Map," PASSIA, June 2007, http://www.passia.org/palestine_facts/MAPS/0_pal_facts_MAPS.htm, accessed November 20, 2016.
- 8) Wendy Pearlman, "Spoiling Inside and Out: Internal Political Contestation and the Middle East Peace Process," *International Security* 33, no. 3 (Winter 2008/2009): 79–109.

- 9) Paul Rogers, "Terrorism," *Security Studies: An Introduction*, 2nd ed., Paul D. Williams, ed. (London: Routledge, 2013), 221.
- 10) Ibid., 222.
- 11) Walt, "ISIS as Revolutionary State," 42.
- 12) Joseph S. Nye and Robert O. Keohane, "Transnational Relations and World Politics: An Introduction," *International Organization* 25, no. 3 (Summer 1971): 331.
- 13) Ibid., 79.
- 14) Ibid., 109.
- 15) Ibid., 80.
- 16) Ibid., 81.
- 17) Ibid., 81-82.
- 18) Pearlman, "Spoiling Inside and Out," 81-82.
- 19) Ibid., 82.
- 20) Ibid., 83-84.
- 21) Ibid.
- 22) Ibid., 85.
- 23) Ibid., 95-97.
- 24) Ibid., 103-105.
- 25) Ibid., 93.
- 26) Ibid.
- 27) Ibid., 105.
- 28) Ibid.
- 29) Ibid., 85.
- 30) Ibid.
- 31) Ibid., 79-109.
- 32) Ibid., 96.
- 33) Ibid., 98.
- 34) Ibid., 105-109.
- 35) モーゲンソー 『国際政治—権力と平和』 原彬久訳、福村出版、1986年、3頁。
- 36) 同上。
- 37) 同上、10頁。
- 38) 同上、11頁。
- 39) Walt, "ISIS as Revolutionary State," 44.
- 40) モーゲンソー 『国際政治』 4頁。
- 41) 同上。
- 42) Bartolomei, Casebeer and Thomas, *Modeling Violent Non-State Actors*, 2.
- 43) Ibid.
- 44) Ibid.
- 45) Nye and Keohane, "Transnational Relations and World Politics," 331.

- 46) Ibid.
- 47) E・H・カー『危機の二十年』原彬久訳、岩波文庫、2011年、57頁。
- 48) Kristin M. Bakke, “Help Wanted? The Mixed Record of Foreign Fighters in Domestic Insurgencies,” *International Security* 38, no. 4 (Spring 2014): 150-187.
- 49) Ibid., 150.
- 50) Ibid., 166-167.
- 51) Casebeer Bartolomei and Thomas, *Modeling Violent Non-State Actors*, 2.
- 52) Ibid., 162.
- 53) “Palestine Map,” PASSIA (Palestinian Academic Society for the Study of International Affairs), June 2007, http://www.passia.org/palestine_facts/MAPS/0_pal_facts_MAPS.htm, accessed November 20, 2016.
- 54) “Declaration of Principles on Interim Self-Government Arrangements (Oslo Accords),” United Nations, September 13, 1993, http://peacemaker.un.org/sites/peacemaker.un.org/files/IL%20PS_930913_DeclarationPrinciplesinterimSelf-Government%28Oslo%20Accords%29.pdf, accessed November 20, 2016.
- 55) Ibid.
- 56) サイド『戦争とプロパガンダ2』82頁。
- 57) 同上。
- 58) “Future Government of Palestine,” United Nations General Assembly, [http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/181\(II\)](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/181(II)), accessed November 20, 2016.
- 59) “Palestine Progress Report of the United Nations Mediator,” United Nations General Assembly, [http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/194\(III\)](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/194(III)), accessed November 20, 2016.
- 60) “Middle East,” United Nations, [http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/242\(1967\)](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/242(1967)), accessed November 20, 2016.
- 61) “Cease-fire in Middle East,” United Nations General Assembly, [http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/338\(1973\)](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/338(1973)), accessed November 20, 2016.
- 62) “Palestine Map,” PASSIA.
- 63) サイド『戦争とプロパガンダ2』84頁。
- 64) 同上。
- 65) 同上、84-85頁。
- 66) 同上、85頁。
- 67) 同上、84頁。
- 68) 同上。
- 69) “West Bank Population,” Peace Now, <http://peacenow.org.il/en/settlements-watch/settlements-data/population>, accessed November 20, 2016.
- 70) 板垣雄三『アラブ解放』平凡社、1978年、343頁。

- 71) 同上。
- 72) Augustus Richard Norton and Martin H. Greenberg eds., *The International Relations of the Palestine Liberation Organization* (Carbondale and Edwardsville: Southern Illinois University Press, 1989), 59-73.
- 73) Ibid., 62.
- 74) Ibid.
- 75) Ibid., 63.
- 76) Norton and Greenberg eds., *The International Relations of the Palestine Liberation Organization*, 61.
- 77) Ibid.
- 78) Ibid., 64.
- 79) Ibid.
- 80) Ibid.
- 81) Ibid., 65.
- 82) Ibid.
- 83) Ibid., 69.
- 84) Belfer Center, *Deterring Terror: How Israel Confronts the Next Generation of Threats*, 2016, 24.
- 85) Ibid.
- 86) Ibid.
- 87) 松山健二「イスラエルの安全保障と『一方的分離』構想」『レファランス』第628号、2003年5月、22頁。
- 88) 同上。